

## 政府関係機関移転に関する取組の進捗状況について

### 1. 趣旨

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）においては、「2017 年度は 5 か年を展望した「総合戦略」の中間年にあたる」とし、「総合戦略において設定している基本目標や KPI についても、必要な見直しを行い、より効果的な対応を検討する」としている。これを踏まえ、現在「まち・ひと・しごと創生総合戦略の KPI 検証チーム」（以下「検証チーム」という。）を開催し、総合戦略の基本目標及び KPI について検証等を行っている。

このため、政府関係機関の地方移転に関して、KPI について検討するとともに、「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）（以下「基本方針」という。）に基づく取組の進捗状況についてご確認いただきたい。

### 2. 総合戦略における KPI について

総合戦略における KPI は次のとおり設定している。

「まち・ひと・しごと創生本部等における決定に基づき、*適当と判断された機関\**の移転」

※ 研究機関・研修機関等 23 機関、50 件、文化庁など中央省庁 7 局庁について、平成 28 年 3 月に「政府関係機関移転基本方針」をまち・ひと・しごと創生本部決定している。

現在、研究機関・研修機関等に関しては、関係者間で共同して作成した具体的な展開を明確にした年次プランに基づき、具体的な取組が行われているところ。また、中央省庁については、基本方針及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について（平成 28 年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部決定）」に基づき各取組が行われているところ。

各機関の取組内容が異なること、その効果が現れるには相当の期間（\*）が必要と考えることから、総合戦略における KPI は現状のままとしてはどうか。ただし進捗状況の把握を次のとおり行うこととしてはどうか。

【（\*）基本方針では、年次プランにおいて 5～10 年程度の具体的な展開を定めることとしている】

### 3. 各取組の進捗状況の把握について

#### (1) 研究機関（14 機関 33 件）

研究機関等の各取組の進捗状況に関しては、年次プランの記載内容について、以下の①～④の項目に基づき 別紙 1 のとおり整理した。

- ①拠点の設置、整備
- ②協議会等の体制整備
- ③人材育成支援・技術協力等の開始
- ④共同研究・研究連携等の開始

#### (2) 研修機関等（10 機関 17 件）

研修機関等の各取組の進捗状況に関しては、年次プランの記載内容について、以下の①、②の項目に基づき 別紙 2 のとおり整理した。

- ①拠点の設置、整備
- ②研修等の開始

#### (3) 中央省庁（7 局庁）

各取組の進捗状況の概要は次のとおり。

| 局庁名        | 内 容   |
|------------|---|
| 文化庁        | 本年 4 月に文化庁地域文化創生本部を京都市東山区に開設。本年 7 月に文化庁移転協議会を開催し、本格移転における組織体制の大枠や庁舎の場所、移転の時期等を決定。（別紙 3） |
| 消費者庁       | 本年 7 月に「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県に開設。（別紙 4）   |
| 総務省<br>統計局 | 平成 30 年度に「統計データ利活用センター（仮称）」を和歌山に開設予定。（別紙 5）   |
| 特許庁        | 平成 29 年 7 月に（独）工業所有権情報・研修館の「INPIT 近畿統括本部」（INPIT-KANSAI）を、大阪市北区に開設。                      |
| 中小企業庁      | 近畿経済産業局に中小企業政策調査課を平成 29 年 4 月に設置。   |
| 観光庁        | 全国の地方運輸局の体制を強化し、平成 29 年 4 月から 6 月に全国 10 の地方ブロックにおいて「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を開催。             |
| 気象庁        | 平成 28 年 12 月より「三重県版タイムライン」の策定支援、「みえ防災・減災センター」が主催する防災に関する研修会への職員派遣等を実施。                  |

（以上）

## 研究機関の移転にかかる取組状況（平成29年9月末現在）

| 移転先 | 対象機関                     | 拠点の設置、整備 | 協議会等の体制整備 | 人材育成支援・技術協力等を開始 | 共同研究、研究連携等を開始 |
|-----|--------------------------|----------|-----------|-----------------|---------------|
| 青森  | (独)海洋研究開発機構(JAMSTEC)     | 一部(H30)  |           | ○               |               |
| 宮城  | (独)水産研究・教育機構(旧水研センター)    |          | ○         |                 | H30予定         |
| 山形  | (国研)国立がん研究センター           | ○        | ○         | ○               | ○             |
| 福島  | —                        | 一部(H31)  |           |                 |               |
| 新潟  | (独)医薬基盤・健康・栄養研究所         |          | ○         |                 | H29予定         |
| 富山  | 国立医薬品食品衛生研究所             | ○        |           |                 | ○             |
| 石川  | (独)情報通信研究機構(NICT)        | ○        | ○         |                 | ○             |
| 石川  | (独)産業技術総合研究所(産総研)        | ○        |           |                 | ○             |
| 福井  | (独)理化学研究所(理研)            | ○        |           |                 | ○             |
| 福井  | (独)水産研究・教育機構(旧水研センター)    |          |           |                 | ○             |
| 福井  | (独)産業技術総合研究所(産総研)        | ○        |           |                 | ○             |
| 静岡  | (独)水産研究・教育機構(旧水研センター)    |          | ○         |                 | ○             |
| 愛知  | (独)農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構) |          |           |                 | ○             |
| 愛知  | (独)産業技術総合研究所(産総研)        | ○        |           | ○               | ○             |
| 滋賀  | (独)国立環境研究所               | ○        | ○         |                 | ○             |
| 京都  | (独)情報通信研究機構(NICT)        |          | ○         |                 | ○             |
| 京都  | (独)理化学研究所(理研)            |          |           |                 | H29予定         |
| 大阪  | 国立健康・栄養研究所               | H31予定    | H29予定     |                 |               |
| 兵庫  | (独)理化学研究所(理研)            | ○        | ○         |                 |               |
| 鳥取  | (独)農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構) | 一部(H29)  | ○         | H29予定           | 一部(H29)       |
| 島根  | (独)農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構) | ○        |           |                 | ○             |
| 広島  | (独)理化学研究所(理研)            | H29予定    |           |                 | H29予定         |
| 広島  | (独)酒類総合研究所               | ○        |           |                 |               |
| 山口  | (独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)      | ○        | ○         | ○               | ○             |
| 山口  | (独)水産研究・教育機構(旧水研センター)    | ○        | ○         |                 | ○             |
| 山口  | 防衛装備庁艦艇装備研究所             | H33予定    | ○         |                 |               |
| 香川  | (独)農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構) | H31予定    | ○         |                 | 一部(H32)       |

| 移転先          | 対象機関                         | 拠点の設置、整備 | 協議会等の体制整備 | 人材育成支援・技術協力等を開始 | 共同研究、研究連携等を開始 |
|--------------|------------------------------|----------|-----------|-----------------|---------------|
| 愛媛           | (独)海上・港湾・航空技術研究所(海上技術安全 研究所) | ○        | /         | ○               | /             |
| 高知           | (独)海洋研究開発機構(JAMSTEC)         | /        | /         | ○               | ○             |
| 福岡<br>(福岡市)  | (独)理化学研究所(理研)                | /        | ○         | /               | ○             |
| 福岡<br>(久留米市) | (独)理化学研究所(理研)                | H32予定    | ○         | /               | ○             |
| 福岡           | (独)産業技術総合研究所(産総研)            | ○        | /         | ○               | ○             |
| 佐賀           | (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所            | /        | /         | H29予定           | H29予定         |

【備考】

- ・実施済み:○
- ・一部実施済み:一部(目標年度)
- ・H29年10月以降で計画:(目標年度)予定
- ・政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日決定)において位置付けられていない:／

### 研修機関等の移転にかかる取組状況（平成29年9月末現在）

| 移転先 | 対象機関                    | 拠点の設置、整備        | 研修等を開始 |
|-----|-------------------------|-----------------|--------|
| 秋田  | (独)教職員支援機構              |                 | ○      |
| 富山  | (独)教職員支援機構              |                 | ○      |
| 富山  | (独)医薬品医療機器総合機構          | ○               | ○      |
| 石川  | (独)国立美術館                | H32予定           |        |
| 福井  | (独)教職員支援機構              |                 | ○      |
| 山梨  | 森林技術総合研修所               |                 | ○      |
| 長野  | 自衛隊体育学校                 |                 | ○      |
| 岐阜  | (独)宇宙航空研究開発機構<br>(JAXA) |                 | ○      |
| 岐阜  | 森林技術総合研修所               |                 | ○      |
| 三重  | (独)教職員支援機構              |                 | ○      |
| 鳥取  | (独)高齢・障害・求職者雇用支<br>援機構  | H30予定           | H30予定  |
| 島根  | (独)国際協力機構(JICA)         |                 | ○      |
| 岡山  | 森林技術総合研修所               |                 | ○      |
| 岡山  | 自衛隊体育学校                 |                 | ○      |
| 福岡  | 環境調査研修所                 | ○               | ○      |
| 熊本  | 環境調査研修所                 | ○               | ○      |
| 大分  | (独)国際交流基金               | ○<br>(H28～順次実施) | ○      |

#### 【備考】

- ・実施済み：○
- ・一部実施済み：一部(目標年度)
- ・H29年10月以降で計画：(目標年度)予定
- ・政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日決定)において位置付けられていない：／

## 新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて

平成 29 年 7 月 25 日  
文化庁移転協議会

文化庁の移転については、昨年 3 月の「政府関係機関移転基本方針」等の文書<sup>1</sup>（以下「基本方針等」という。）において、外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係府省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転するものとされている。

既に本年 4 月には、文化庁の組織として地域文化創生本部（以下「本部」という。）を京都に設置し、地元の協力等も得ながら先行的に事務・事業を進めているところである。

文化庁の機能強化を図る抜本的な組織見直し、東京での事務体制の構築や移転時期等については、基本方針等において示された視点や、本部での先行的取組及び ICT の活用等を通じた遠隔地の部局との連携の方法や課題についての検証を踏まえつつ検討することとされ、移転場所等を、平成 29 年 8 月末を目途に、決定するものとされている。

文化庁移転協議会は、これまでの検討を踏まえ、新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向け、以下のとおり取りまとめた。

## 1. 新たな文化芸術基本法の施行

この度、文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法（以下「改正基本法」という。）として 6 月 23 日に公布・施行された。

改正基本法の趣旨は、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策を同法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものである。法律の題名や文化芸術教育の重要性等の基本理念の改正のほか、文化芸術推進基本計画<sup>2</sup>の策定及び関係行政機関相互の連絡調整を行う文化芸術推進会議の設置や、食文化等の振興、地域の振興につながる芸術祭への支援、国際交流の推進や人材支援の充実、高齢者及び障害者の文化芸術活動の充実、文化芸術施策推進のため

<sup>1</sup> 「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日 まち・ひと・しごと創生本部決定）、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定）、「文化庁の移転の概要について」（平成 28 年 8 月 25 日 文化庁移転協議会決定）、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成 28 年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部決定）、「文化庁の移転について」（平成 28 年 12 月 19 日 文化庁移転協議会決定）、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

<sup>2</sup> 改正基本法第 7 条の基本計画については、平成 29 年 6 月、文部科学大臣からその策定について文化審議会に諮問したところである。

の調査研究、民間事業者等との連携などの新たな政策ニーズについて、規定を追加している。

さらに、改正基本法はその附則において、「政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとしている。

## 2. 新・文化庁の組織体制

改正基本法を受け、文化芸術に関する施策を強力に推進するため、平成 30 年通常国会を目途に文部科学省設置法の改正法案を提出するとともに、平成 30 年度内に組織改革を行い、文化庁の機能の拡充を図る。

新・文化庁においては、文化芸術によって公共的・社会的又は経済的な様々な価値が創出され、それが更なる文化芸術の継承、発展及び創造に活用されるような施策の展開が求められている。このため、新・文化庁は、文化芸術立国を目指し、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、今日の政策ニーズに対応し、関連分野における施策との有機的な連携が取れる組織体制を構築する必要がある。

### (1) 国家行政組織としての文化庁の課題

長い歴史とともに積み重ねられてきた我が国の多様な文化は、我が国や全国各地域のアイデンティティ形成の礎である。また、世界に向けて日本をアピールする源でもある。文化庁における行政はこれまで、文化財の保護や芸術の振興、国語や著作権制度等の文化の基盤整備に寄与してきたが、今日においては、対象分野の広がりや政策手法の多様化などの時代の変革に対応できていないという課題に直面している。

現下の課題を集約すれば、次のとおりである。

- ① 規制や助成などの執行業務が多くを占め、機動的な政策立案が困難である。
- ② 文化芸術概念の拡張への対応と、資源としての活用策が不十分である。
- ③ 政策の基盤となる調査研究や効果分析が不十分である。

### (2) 新・文化庁構築に向けた機能強化と組織改革の方向性

改正基本法の規定や昨年 11 月の文化審議会答申<sup>3</sup>を受けて、文化庁が強化すべき機能として、次の事項が挙げられる。

---

<sup>3</sup> 「文化芸術立国の実現を加速する文化政策―「新・文化庁」を目指す機能強化と 2020 年以降への遺産(レガシー)創出に向けた緊急提言―」(平成 28 年 11 月 17 日 文化審議会答申)

#### 【文化政策の対象拡大】

- ・ 科学技術と融合した文化創造や若者文化の萌芽支援など新文化創造
- ・ 食文化をはじめとする生活文化など複合領域の文化芸術振興
- ・ 近現代の文化遺産や美術への対応
- ・ 文化芸術資源を活用した地方創生、地方公共団体文化政策との連携

#### 【文化芸術活動の基盤充実】

- ・ 文化芸術教育・体験の充実を通じた世界トップレベルからボランティアまで多様な文化芸術人材の育成
- ・ 障害者、高齢者、外国人はじめ個のニーズに応じた文化芸術アクセスの拡大
- ・ 日本語教育の質の向上
- ・ 技術の発達など今日的ニーズを踏まえた著作権制度の整備
- ・ 文化芸術に係る多様な財源の確保と民間協働の促進

#### 【文化政策形成機能の強化】

- ・ 様々な関連分野と有機的に連携した文化政策の総合的な推進
- ・ 国内外への日本文化の戦略的発信
- ・ 国内外の情報、各種データの収集・分析など文化政策調査研究

改正基本法に立脚し、文化庁が文化行政を総合的に推進するため、新・文化庁への組織改革は、「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団の形成に向けて以下のような抜本的見直しを行う。

- ① 時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割型から目的に対応した組織編制とすることによって、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応するとともに、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進する
- ② 関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制により、新たな領域への積極的な対応を強化する

### 3. 文化庁地域文化創生本部(先行移転)の取組状況と課題

#### (1) 取組状況

文化庁移転の意義としては、以下のことが考えられる。

- ① 東京一極集中の是正につながる。
- ② 地元(京都・関西)の先進的な知見・ノウハウ等を生かした新たな文化政策の企画立案や取組成果の全国波及を通じて、全国各地において文化の力による地方創生が図られる。



③ 文化庁が、オールジャパンの視点から、相乗的に、地域の多様な文化の掘り起しや磨き上げを行い、文化政策を総合的に推進することで、我が国の文化芸術全体の振興が図られる。

④ ICT の積極的な活用等により、公務員の働き方改革につながる。

既に本部において先行移転の取組が進められているが、移転を成功させようとの機運が地元で高まっており、新たな文化政策の企画立案等に向けた地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力が進めやすくなっている。また、本部事務局は、地方公共団体、大学や産業界など様々な背景を持つ職員で構成されており、日常の業務を通じて、本部全体として地域や産業界の目線に立って文化政策を考えていく環境も整いつつある。

一方、昨年ICT実証実験も踏まえたテレビ会議システムを本部と文化庁本庁の間に設置したところであり、地域文化創生本部会議をはじめ、庁内全体で当該システムが日常的に使用される状況になりつつある。

## (2) 課題

本部の取組を通じて、次のような課題も挙がってきている。

① 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上を図るという観点からは、テレビ会議等のICT活用を積極的に図っていくなど、全国対象の事務・事業をいかに効率的に運営していくか工夫が必要である。

② 国民及び移転先以外の地域から移転に対する理解と共感を得るという観点からは、報道発表やホームページ、リーフレット、通知文書等によるこれまでの取組に加えて、今後も様々な機会を捉えて周知及び理解促進に努める必要がある。また、地元以外のメディアも含め、国内外に効果的に情報発信していくことや、コミュニケーション機能を強化することも重要である。

また、国会や予算関連業務等への対応については、本部が設置されて間もないこともあり、具体的な検証には至っていないが、今後更に年間を通じた検証を進め、課題を明らかにしていく必要がある。

本格移転に際しては、これらの課題への対応等も含めて所要の措置を講じていくとともに、ICTを活用した業務効率化など業務そのものの在り方や業務プロセス全体の見直し、内部での意思決定過程の整理を進め、京都と東京で業務を行うに当たり重複のない効率的な体制を構築する必要があり、今後とも先行移転に関する検証を続けていくこととする。

## 4. 本格移転に向けて

### (1) 本格移転における組織体制の大枠

今後、平成 30 年通常国会を目途に提出される文部科学省設置法の改正法案等の法

令整備を経て、平成 30 年度中に新・文化庁の組織体制を整備する。業務に一時の停滞も来さないよう、当面は東京においては文化庁庁舎、京都においては本部事務局庁舎において業務を行うとともに、引き続き、3. に述べた課題について検証を進めた上、京都における移転先の整備が完了し次第、本格移転を実施することとする。

本格移転後は、本庁・京都と東京とで、おおむね以下のように業務を分離するものとする。

- ・ 文化庁・本庁を京都に置く。
- ・ 本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- ・ 本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

具体的には、文化政策の新たな展開を目指し、(a)長官直属の企画・発信、(b)国内外への日本文化の戦略的発信、(c)大学との連携を生かした文化政策調査研究、(d)科学技術と融合した文化創造や若者文化の萌芽支援など新文化創造、(e)食文化等の生活文化振興、(f)文化による地方創生、(g)文化財、(h)宗務等に関する政策の企画立案及び執行に係る業務を本庁で行うこととし、その職員数(定員及び定員外職員の数)は、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250 人程度以上と見込むものとする。

## (2) 文化関係独立行政法人の業務

文化関係独立行政法人((独)国立文化財機構、(独)国立美術館、(独)日本芸術文化振興会)に関しては、政府関係機関移転基本方針の中央省庁の地方移転に係る検討の基本的視点(①地方創生の視点、②国の機関としての機能確保の視点、③移転費用等の視点)に基づき、各法人の業務内容や実態を踏まえた移転のメリットや課題、費用負担の問題等について検討を行った。

その結果、一定の独立性を有し、東京に所在する施設と一体となって効率的な運営を行っている独立行政法人の移転には、機能確保の問題だけでなく、費用の増大等の点など課題が多い。一方、例えば、広報発信や相談に係る機能を京都に設けることは、一定の意義・効果が期待できる。このため、文化庁が本格移転を実施する時期にこうした機能を置くことについて、効果を含め具体的に検討を進める。

## (3) 移転場所等

京都における移転先は、「新・文化庁」にふさわしいものであることが必要であり、諸外国からの来訪者をはじめ、京都以外の地方公共団体や全国の文化芸術団体等の関係者から見ても共感を得られる場所を選定すべきである。

また、今回の移転は地元の協力・受入体制が整っていること、地方創生を目的として国

が決定したものであるものの地元からも土地の提供や庁舎建設費用について応分の負担の意向が示されたことのほか、移転による過度な費用の増大や組織の肥大化を回避することに留意する必要がある。

これらを踏まえ、「文化庁の移転について」で提示した本格移転先候補の4か所について、移転先に必要な五つの条件(文化的な環境、交通の便、適正な規模、ICT環境、耐震性)に併せて各候補についての工期や費用等を含めて総合的に検討した結果、現京都府警察本部本館を文化庁の移転先とする。

また、本庁舎に加え、地元にも既に存在する豊富で多様な施設やスペースを活用し、文化庁からの発信の拠点とする。

京都府警察本部本館の建物は、京都で行われた昭和天皇の「即位の礼」に合わせて建設された京都の近代化遺産であり、その保存・継承は文化的価値も高い。こうした公益性を踏まえ、歴史的建造物を保存・活用するという考えや京都側が応分の負担を表明しながら文化庁の移転を要望してきた経緯に基づき、京都府が京都市などの協力を得て、文化庁の受入環境整備の一環として移転の規模に応じ、同本館の耐震化も含めた改修・増築を行うこととし、整備後、文化庁は、本庁の庁舎として、京都府の条例等に基づいた適切な貸付価額で、長期的に貸付を受ける。

今後、設計に向けた準備を行い、速やかに庁舎整備の設計に着手し、工事、庁舎開設準備を着実に進めて、遅くとも平成33年度中の本格移転を目指す。

なお、文化庁が本庁舎として使用する場合には、政府機関庁舎にふさわしい独立性・シンボル性の確保に配慮する必要がある。

#### (4) 円滑な移転のための環境整備

今後、本格移転に向けて、質の高い文化行政を担う職員を引き続き確保する観点から、職員の住環境の確保や、家族に関する教育・保育などを含めた福利厚生における適切な配慮について、地元の協力も得つつ、引き続き検討を進めるとともに、地域手当や本府省業務調整手当における適切な配慮等に関して、具体的な検討を着実に進める。

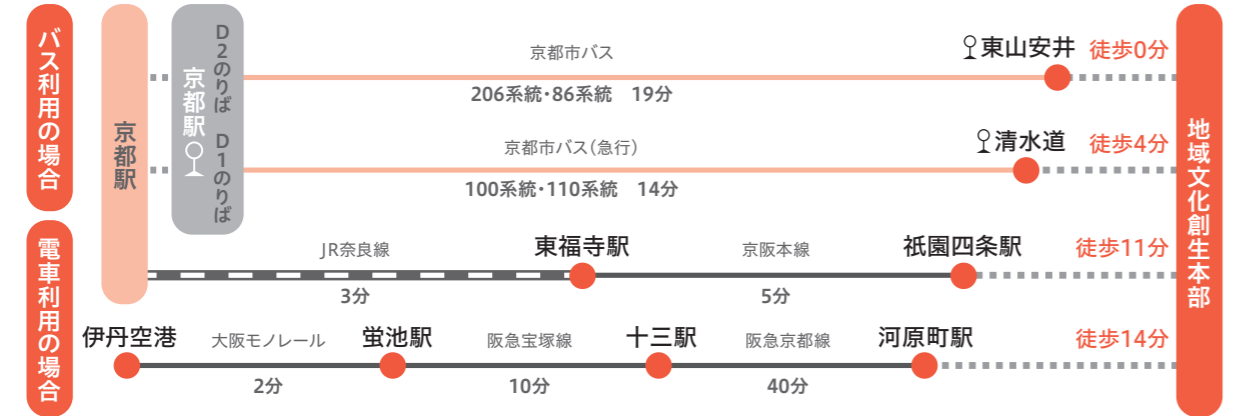




# 文化庁 地域文化 創生本部

Headquarters for Vitalizing Regional Cultures  
Agency for Cultural Affairs

平成二十九年四月、  
「新・文化庁」への  
取組がはじまりました。



文化庁地域文化創生本部  
〒605-8505  
京都市東山区東大路通松原上る  
三丁目毘沙門町43-3  
☎(代表) 075-330-6720

文化庁  
〒100-8959  
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
☎(代表) 03-5253-4111  
ホームページ <http://www.bunka.go.jp>





## 総括・政策研究グループ

本部の総括、文化に関する政策調査研究、国際文化交流等を行います。

- 本部の総括、広報、情報システム
- 本格移転に向けた準備
- 地域文化創生連絡会議の運営
- 新たな政策課題への対応のための政策調査研究
- 文化芸術創造都市づくりへの支援
- 関西元気文化圏事業に関する取組への支援
- 東アジア文化都市2017、東アジア文化都市サミットへの支援
- ICOM(国際博物館会議)2019京都大会の関連業務支援に係る連携調整 など



東アジア文化都市2017開幕式典

## 文化庁の京都移転と地域文化創生本部の設置

文化庁は、芸術文化の振興、文化財の保存・活用、国際文化交流の振興等を使命としています。

今後、時代の変化に応じた取組を進めていくためには、文化行政を大胆に転換し、観光、まちづくり、福祉、教育、産業などの様々な関連分野との連携を強化し、総合的に施策を推進することが不可欠です。また、文化芸術資源を核とする地方創生の推進、生活文化や近現代文化遺産等の複合領域などの新分野に対応できる体制も求められています。さらに、戦略的な国際文化交流・海外発信や文化政策の調査研究の強化も必要です。

本年6月には文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法として施行されました。

文化庁は、改正基本法を踏まえ、京都への移転を機に、こうした新たな政策ニーズに対応する「新・文化庁」となることを目指します。

文化庁の移転については、外交や国会対応、関係省庁との調整や政策企画立案などの業務についても現在と同等以上の機能とすることを前提とした上で、文化による地方創生や文化財の活用等、新たな政策ニーズへの対応などを進めるため、平成30年度中に機能強化や抜本的な組織改編を行うとともに、平成33年度中の本格移転を目指すとしてされています。

平成29年4月に設置した地域文化創生本部は、こうした本格移転の準備を進めつつ、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を先行的に実施するものです。

今後、全国都道府県や幅広い国民の理解を得ながら、地元の豊かな伝統文化や知見・ノウハウを生かし、全国各地の多様な文化の掘り起こしと磨き上げにつなげていくことを通じて、文化による国づくりに取り組んでまいります。

## 地域文化創生本部の主な業務

地域文化創生本部では、本格移転に向けた準備とともに、観光・まちづくりなど文化関連分野と積極的に連携したりするなど、これまでの文化行政の枠組みにとらわれず、文化庁に期待される新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見やノウハウ等を生かしながら先行的に実施します。

## 暮らしの文化・アートグループ

地域の幅広い文化芸術資源の活用による地方創生、経済活性化、共生社会実現への貢献及び人材育成、伝統工芸や生活文化に関する調査研究等を行います。

- 文化芸術を創造し活用するためのプラットフォーム形成への支援
- 芸術祭関西公演等の実施
- 全国高校生伝統文化フェスティバルの開催
- 伝統工芸用具・原材料に関する調査
- 伝統的生活文化に関する調査研究
- 伝統文化親子教室 など



文化芸術の創造活用の取組への支援 ©oono ryusuke



高校生による伝統芸能



文化庁メディア芸術祭地方展(新潟展)



文化庁芸術祭関西公演



文化庁長官  
地域文化創生本部長

宮田亮平

## 広域文化観光・まちづくりグループ

文化財等を生かした広域文化観光及びまちづくりの推進、これらに関するモデル開発等を行います。

- 文化観光拠点の形成支援
- 広域文化観光モデルの作成・全国展開
- 歴史文化基本構想の策定への支援
- 日本の歴史・伝統文化の情報発信への支援 など



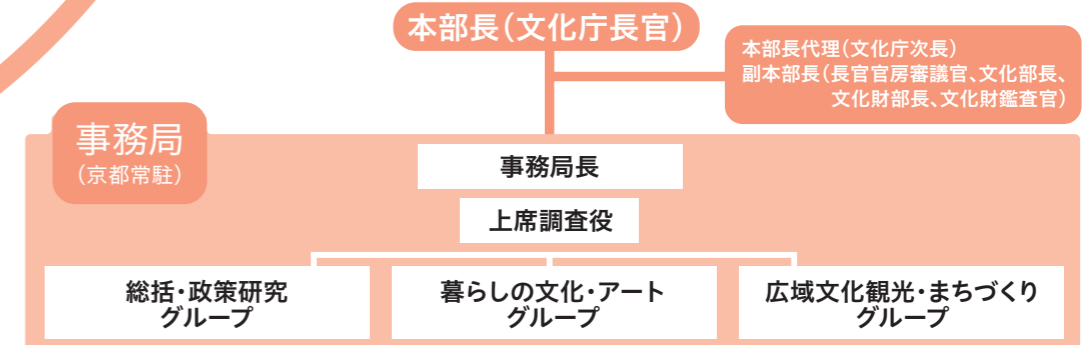
国宝 石清水八幡宮本社

日本文化に触れる観光客

※いずれも平成29年度実施分。

## 地域文化創生本部の体制

事務局は、地元の地方公共団体(京都府・京都市・関西広域連合)、経済界(京都商工会議所、関西経済連合会)、大学等の協力も得て、約40名から構成されています。また、本部と地元との事業面での連携を図るため、地域文化創生連絡会議を設置しています。



## 地方移転に関するこれまでの経緯

- 平成27年 3月 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月閣議決定)を受け、「政府関係機関の地方移転」の提案募集。同年8月に京都府が提案提出。
- 平成28年 3月 「政府関係機関移転基本方針」(まち・ひと・しごと創生本部決定)
- 同年 4月 内閣官房・文部科学省・京都府・京都市等による文化庁移転協議会(第1回)を開催。

- 同年 7月 文化庁が京都でICT実証実験。
- 同年 8月 文化庁移転協議会(第2回)で「文化庁の移転の概要について」をとりまとめ。
- 同年12月 文化庁移転協議会(第3回)で「文化庁の移転について」をとりまとめ。
- 平成29年 4月 文化庁が地域文化創生本部を京都に設置。
- 同年 7月 文化庁移転協議会(第4回)で「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」をとりまとめ。

# 消費者行政新未来創造オフィスの機能・業務

|            |       |
|------------|-------|
| 平成29年度予算   | 5.5億円 |
| (消費者庁)     | 3.5億円 |
| (国民生活センター) | 2.0億円 |

## 試行の結果

「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」  
(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定)

- 消費者教育、倫理的消費、人材育成の面で、**熱心な取組**がみられた
- 徳島県から、先駆的な施策推進を図るための「**実証フィールド**」確保の提案
- 徳島県知事の強力なリーダーシップの下、消費者行政部局のほか県庁各部局から**幅広い協力が得られた**
- 落ち着いて業務ができる環境**

⇒調査研究や徳島の現場に密着して行うタイプの業務は、現地との連携により、実効性のある施策の立案につながることを期待

これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務(国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等)は東京で行う。

学術的・人的連携  
**実証実験**の実施

## 外部機関とのネットワーク

行政、事業者、学術・教育機関等とのネットワークを整備

(徳島県周辺(関西、中国・四国地域)も含む。)

## 消費者行政新未来創造オフィス(徳島)

実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした**新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造の拠点**

### 消費者庁

分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施

### 1. 理論的・先進的な調査・研究

- 行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究
- 障がい者等消費者の特性を踏まえた被害実態等の分析
- 若者の消費者被害の心理的要因からの分析 等

### 2. 全国展開を見据えたモデルプロジェクト

- 見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の構築
- 若年者向け消費者教育教材の活用
- 食品ロスの削減
- 子供の事故防止
- 栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育
- 倫理的消費の普及
- 消費者志向経営の推進
- 公益通報者保護制度の推進 等

### 3. 消費者庁の働き方改革の拠点

テレワーク、ペーパーレス等の促進

成果を共有し、有機的に連携

### (独)国民生活センター

- 主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした**研修**
- 先駆的な**商品テスト**を試行的に県の協力のもと実施  
(例)地震による転倒の防止策

※平成29年7月24日開設(徳島県庁舎10階北側)  
※参事官など50名程度が参画  
(消費者庁、地方自治体、国民生活センター、その他非常勤職員(企業、学術機関等))

出張、滞在

## 消費者庁(東京)

- 分野に応じて、消費者庁各課との連携、共同研究の実施
- 調査・研究の成果に基づく、施策の企画・立案 → **成果を全国に普及**

実証成果

## (独)国民生活センター

- 相模原事務所:研修、商品テスト
- 東京事務所:相談、広報、ADR等

## 3年後を目途に検証・見直し

### ①今後の

- 徳島県を中心とする**交通・通信網**
- 消費者行政を支える**人的資源とそのネットワーク**
- 政府内の**各府省共通のテレビ会議システム**などの整備状況のほか、

### ②同オフィスの設置が、

- 消費者行政の進化**
  - 地方創生**
- にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。

(※)消費者委員会は、消費者行政の進化等の観点から意見を述べる。



## ○政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について (平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定) 抄

総務省統計局は、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、和歌山県の協力を得て、データサイエンスの普及や人材育成を柱とする産学官が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施し地方創生の実現に寄与するとともに、高度な情報セキュリティを確保しつつ利便性の高いかたちで統計マイクロデータを提供し利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。

## ○ スケジュール

平成29年

6月～

- ・統計データ利活用促進プロジェクトを和歌山県において実施

〔統計データ利活用研修会（6月28日、29日）  
子供向けプログラミングイベント（8月23日）  
オンサイト施設の試行運用（9月～10月）  
統計データ利活用に関するニーズ把握（11月～）〕

11月～

- ・統計データ利活用センター（仮称）施設整備  
(内装工事、専用回線敷設等)

平成30年

4月

- ・統計データ利活用センター（仮称）開設  
(設置場所:南海電鉄和歌山市駅ビル)

# 「統計データ利活用センター(仮称)」について(案)

平成30年度から、先進的な統計データ利活用の推進拠点として、和歌山県内に「統計データ利活用センター(仮称)」を設置し、ICTを活用して高度なデータ解析を実現する統計ミクロデータの提供を開始。和歌山県と協力し地方創生に貢献

## 統計ミクロデータの提供

- ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とする環境の構築
- オンサイト利用の普及啓発
- 各種データアーカイブの整備 など

## 統計データ利活用センター “先進的な統計データ 利活用拠点”

- 地方公共団体における統計データを活用した課題解決の支援
- 産学官における利活用ニーズへの対応、統計データ利活用相談
- データによる課題解決事例の研究、展開 など
- データサイエンススキルの向上支援
- 統計データ利活用に関する研修会の実施 など

## 【規模】

統計局・統計センターから10名程度  
民間企業・大学等からデータサイエンティスト5名程度(非常勤含む)

## 【設置時期】

平成30年4月予定

## 【設置場所】

南海和歌山市駅ビル  
(和歌山市東蔵前丁)  
(和歌山県データ利活用センターと同じ)

データサイエンス・EBPMに  
資する統計データ利活用推進

統計データ利活用に関する  
人材育成

## 働き方改革

- テレビ会議システムの導入
- 個人用デスク撤廃
- テレワークの推進  
等